

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により公告し、下記のとおり縦覧に供する。

令和 2 年 (2020 年) 3 月 12 日

宇部市長 久保田 后子



1 協議の場を設けた区域の範囲

二俣瀬地区（車地北集落）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 2 月 18 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

法人 2 経営体

4 対象地区の現状

高齢者が所有している農地が多く、後継者がいない農地も少なくないが、できる範囲の農地については、農地所有者や担い手が耕作を行っている

5 対象地区の課題

- ・ 高齢化や後継者不足により、離農する者が増え、結果、耕作放棄地が増える
- ・ 守らなければいけない農地については中心経営体を中心に管理していく必要がある為、多面的機能支払交付金などの補助金を活用し、農地を管理していく必要がある

6 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進

7 6 の方針を実現するために必要な取組に関する方針

作物生産に関する取組、鳥獣被害防止対策への取組